



28年度のごみ収集カレンダーを配付

環境生活課 232-2114

ごみ収集カレンダー

祝日などでごみ出し日が変わります。ごみ収集カレンダーで確認してください。可燃ごみは、12月31日、1月3日を除き、祝日でも収集します。詳しくは、ごみ収集カレンダーの「昨年との変更点・注意点」をご覧ください。

※ごみ収集カレンダーや「ごみの分け方・出し方」の冊子は、役場の関係施設で受け取れます。町ホームページにも載せています。

ごみ出しのお願い

- ・午前8時30分までに決められたごみステーションに出しましょう。
- ・菊陽町の指定袋に入れましょう。



▼ごみ収集カレンダーは折り曲げてお使いください



ネットで便利!

公共施設の予約状況を確認できます

総合政策課 情報管理係 232-4925

4月1日から、町の公共施設の予約状況を、インターネットに接続しているパソコンやスマートフォンなどから確認できるようになります。町ホームページのトップ画面からご覧になるか、下記URLに接続してご利用ください。

施設 町民グラウンドや町民体育館、各町民センターの会議室など
URL <http://yoyaku.town.kikuyo.jp>
※施設の利用方法や予約の手続きなど、詳しくは各施設にお問い合わせください。



国民年金保険料の学生納付特例制度

町民課 年金係 232-4914
熊本西年金事務所 355-3261

学生納付特例制度とは、所得の少ない学生が申請し、承認されると国民年金保険料の納付を先送りできる制度です。

手続きはお済みですか

申請期間 4月以降(平成28年4月分〜平成29年3月分)

申請場所 町民課または熊本西年金事務所

対象者

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、各種学校(学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程)に在学する学生などで、本人の前年所得が基準以下の人

※所属している学科などによっては

学生納付特例を受けられない場合もあります。その場合は通常の免除・納付猶予申請をしてください。

必要書類

- ・年金手帳
- ・学生証(有効期間が表記されているもの)または在学証明書
- ・申請後の取り扱い

日本年金機構から「承認通知書」または「却下通知書」が届きます。承認通知書が届いた場合の承認期間は、4月〜翌年3月分です。

却下通知書が届いたら保険料を納付する必要があります。

納付特例が承認された期間は、過去10年以内であれば追納することができます。

変更があったとき

学生本人が結婚をしたり、収入状況が変わったりしたときは届け出てください。

3月27日は熊本県知事選挙の投票日



熊本県知事選挙

日時 3月27日(日) 午前7時〜午後7時
場所

| 投票所 | 行政区 |
|-----------------|---|
| 南部町民センター | 戸次・馬場楠・曲手・辛川・井口・道明 |
| 東部町民センター | 上中代・出分・中代・川久保 |
| 菊陽町役場 | 津留・大堀木・下原・津久礼ヶ丘・あさひヶ丘・宮ノ上・ひばりヶ丘・緑ヶ丘・緑陽台 |
| 上津久礼公民館 | 上津久礼・下津久礼 |
| 三里木町民センター | 沖野・三里木・三里木北・新山・北新山・境の松・新成・杉並台 |
| ふれあい交流・福祉支援センター | 武1〜6町内・武8町内 |
| 光の森町民センター | 光1〜7町内・武7町内 |
| 西部町民センター | 八久保・南八久保・花立・南花立・向陽台・にじの森 |
| ふれあいの森研修センター | 中尾・南方・光団地・駅前・新町・馬場・柳水・入道水・古閑原・鉄砲小路・長塚 |
| 青葉台公民館 | 青葉台・東ヶ丘 |

告示(立候補届け出) 3月10日(休)
投票できる人(原則)

- ①平成8年3月28日までに生まれた人で、平成27年12月9日までに住民票が作られた人
 - ②平成27年12月10日以降に菊陽町から熊本県内に転出した人
- ※②は「引き続き県内に住所を有する証明書」が必要です。
※熊本県外に転出した人は投票できません。

期日前投票

投票当日に、仕事や冠婚葬祭などの用件で投票に行けない人は、期日前投票ができます。

日時 3月11日(金)〜3月26日(土) 午前8時30分〜午後8時

場所 役場2階 大会議室

問い合わせ

菊陽町選挙管理委員会 ☎(232)2111

児童手当の手続きはお済みですか

児童手当を受給するには、申請が必要です。原則、公務員は職場で、公務員以外は子育て支援課または西部支所で手続きをしてください。



手続きはお早めに

児童手当は、申請の手続きをした翌月分から受給できます。里帰り出産などで、住所地以外の市町村に出生届を出した場合、住所地の市町村で児童手当の手続きが遅れることがあります。その場合はさかのぼって受給できません。

15日以内の手続きが必要なもの

- ・児童が生まれた場合
- ・受給者が菊陽町に転入した場合
- ・受給者が公務員ではなくなった場合
- ・新たに児童を養育するようになった場合

手続きが必要なもの

- ・受給者が町外へ転出した場合(転入先の市町村でも手続きが必要)
- ・児童を養育しなくなった場合
- ・児童が死亡した場合
- ・受給者が公務員になった場合
- ・町内で転居した場合
- ・受給者または児童の氏名を変えた場合
- ・児童と別居するようになった場合
- ・受取口座を変えたい場合(受給者名義の口座に限りませ)

申し込み・問い合わせ

子育て支援課 子育て支援係 ☎(232)2202